

滝沢村 I P U イノベーションセンター運営協議会規約

制定：平成 2 1 年 7 月 3 日

(設置)

第 1 条 滝沢村 I P U イノベーションセンター (以下「センター」という。) の運営の円滑化を図るため、滝沢村 I P U イノベーションセンター運営協議会 (以下「協議会」という。) を設置する。

(所掌)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) センターの発展及び向上に期するため、必要と認められる建議に関すること。
- (2) センターに入居している企業 (以下「入居企業」という。) に有益な情報交換に関すること。
- (3) 入居企業の社員が、センターの利用者として有効な関係性を構築すること。また、そのために必要な交流活動に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の会員は、岩手県立大学、滝沢村、入居企業及びセンターの運営上会員となることが有益と認められる者をもって組織する。

(役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 役員は、会員の互選によりこれを定めるものとする。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。
 - 4 役員任期は 1 年とし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は総会とし、会計年度終了後遅滞なく年 1 回開催する。ただし、協議会会員から招集の要請があり、会長が必要と認めるときは、その都度会長が召集する。

(オブザーバー)

第 6 条 協議会会員が必要と認めるときは、会長の承認を得てオブザーバー等関係者を協議会に出席させることが出来る。

(会費)

第 7 条 協議会の会費は、協議会構成団体ごとに月額 1,000 円とする。

(決算)

第 8 条 協議会の会計年度は毎年度 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(事務)

第 9 条 協議会の事務は、滝沢村が行う。

(補則)

第 10 条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 7 月 3 日から施行する。